

# 熊本県公報

第 1 1 4 3 4 号  
平成 18 年 7 月 24 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)……………(高齢者支援総室) 1
  - " (介護予防)……………( " ) 1
  - " (訪問介護)……………( " ) 1
  - " (介護予防訪問介護)……………( " ) 1
- 公 告**
- 平成 18 年度くまもと県民交流館しごと相談・支援センター託児業務委託の一般競争入札の実施……………(労働雇用総室) 2
  - 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村計画・技術管理課) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 776 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターたかもり荘 阿蘇郡高森町大字高森 1972 番地の 13	特定非営利活動法人アシスト 高森	平成 18 年 7 月 6 日

### 熊本県告示第 777 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【介護予防】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターたかもり荘 阿蘇郡高森町大字高森 1972 番地の 13	特定非営利活動法人アシスト 高森	平成 18 年 7 月 6 日

### 熊本県告示第 778 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
家族倶楽部 熊本市出水四丁目 29 番 18 号	有限会社ヘルメス企画	平成 18 年 7 月 13 日

### 熊本県告示第 779 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
家族倶楽部 熊本市出水四丁目 29 番 18 号	有限会社ヘルメス企画	平成 18 年 7 月 13 日

## 公 告

## 熊本県公告第 564 号

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成 18 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
平成 18 年度くまもと県民交流館しごと相談・支援センター託児業務  
(委託-2)
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
平成 18 年 9 月 1 日から平成 18 年 10 月 27 日まで
- (4) 入札方法
  - ア 入札金額は、平成 18 年度くまもと県民交流館しごと相談・支援センター託児業務に要する費用とする。
  - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
  - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

## 2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 18 年 8 月 1 日（火）から平成 18 年 8 月 9 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 契約条項を示す場所

熊本県くまもと県民交流館 しごと相談・支援センター  
郵便番号 860-8554 熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階  
電話 096-355-4309

## 5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
  - ア 交付期間  
平成 18 年 8 月 1 日（火）から平成 18 年 8 月 9 日（水）までの日  
午前 9 時から午後 5 時までとする。

- イ 交付場所  
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 日時  
平成 18 年 8 月 21 日 (月) 午後 1 時 30 分から
  - イ 場所  
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 10 階  
熊本県くまもと県民交流館 会議室 6
- (4) 入札書の提出方法  
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
  - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
    - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
    - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
  - (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
    - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
    - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
    - エ 記名押印を欠く入札
    - オ 金額を訂正した入札
    - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
    - キ 明らかに連合によると認められる入札
    - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
    - ケ 2 以上の意思表示をした入札
    - コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
    - サ その他入札に関する条件に違反した入札
  - (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (5) 最低制限価格  
無
  - (6) 契約の締結
    - ア 契約書作成の要否  
要
    - イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 10 日以内とする。
    - ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 5 日以内とする。
  - (7) 契約保証金  
10 以上金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
    - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
    - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
  - (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第 565 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央地区（上野 2 工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営上益城中央地区（上野 2 工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 18 年 7 月 25 日から平成 18 年 8 月 21 日まで
- 3 縦覧場所  
御船町役場